

青森県報

第四百九十七号

令和四年
八月十二日
(金曜日)

目次

告示

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……

公告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……
○県営林(県民環境林)の立木の売却に係る一般競争入札……………(林政課) ……
出先機関
○道路の位置の指定……………(上北地域) ……(県民局) ……

告示

青森県告示第四百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和四年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類		障害福祉サービス事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	居宅介護 重度訪問 介護	アースサポートむつ	アースサポートむつ	むつ市小川町一丁目八の三六	令和四年八月三十一日
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	居宅介護	アースサポートむつ	アースサポートむつ	むつ市小川町一丁目八の三六	〃

公告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグアサヒ和田店
和田田市大字相坂字白上二四八の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社横浜ファミリー
弘前市大字末広二丁目二の一〇
代表取締役 大久保勝之
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

大規模小売店舗の開設に際しては、営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		大規模小売店舗の開設に際しては、営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の開設に際しては、営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
大規模小売店舗の開設に際しては、営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の開設に際しては、営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の開設に際しては、営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の開設に際しては、営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
大規模小売店舗の開設に際しては、営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の開設に際しては、営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の開設に際しては、営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の開設に際しては、営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
大規模小売店舗の開設に際しては、営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の開設に際しては、営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の開設に際しては、営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	大規模小売店舗の開設に際しては、営業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

令和
四・八・三

四 届出年月日

令和四年七月六日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和四年八月十二日から同年十二月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年十二月十二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営林（県民環境林）の立木の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和四年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件（立木）の売却

売払番号	所在地	樹種	林 齢	本数（本） 材積（m ³ ）	搬出期間
立第一号	三戸郡階上町大字赤保内字山館前四の二	スギ	四一から五二年生	二、八二五 三、六〇一	三六か月
一	ほか	ほか			

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

三戸郡階上町大字赤保内字山館前四の二

四 売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一
青森県農林水産部林政課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

八戸市大字尻内町字鴨田七

青森県八戸合同庁舎四階大会議室

2 日時

令和四年九月五日(月)午後一時

3 入札回数

二回

六 入札保証金及び契約保証金

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から原則として十五日以内に全額納入とする。ただし、県と延納の特約を締結したときは、六か月以内において売買代金の延納を認める。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 現場説明は令和四年八月二十六日(金)午前十時までに階上町役場駐車場に集合の上、三戸郡階上町大字赤保内字山館前四の二まで移動して行う。

3 問合せ先

青森県農林水産部林政課森林環境グループ

電話 〇一七―七三四―九五二二

出 先 機 関

上北地域県民局告示第七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二條第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七條の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月十二日

上北地域県民局長 石 橋 豊

〇 三沢市大字三沢字下久保四一の七〇七及び四一の七一	位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
		ル七一・九五メートル	六・〇〇メートル	令和 四・八・一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円